

古河電エグループ グリーン調達ガイドライン

第2版

2019年9月
古河電気工業株式会社

目次

1.. はじめに	3
2.. 適用範囲	3
3.. 用語定義	3
4.. パートナー様へのお願い	4
4.1 環境マネジメントシステムの構築	4
4.2 環境保全活動の実施	4
4.3 製品の環境アセスメントの実施	4
①関連法規制の順守	
②製品含有化学物質調査の実施	
③廃棄・処分の容易化	
④省資源・省エネルギー	
⑤再資源化	
⑥梱包材の環境配慮	
⑦輸送時の環境配慮	
4.4 情報提供及びリスクコミュニケーション	5
①製品調査へのご協力	
②パートナー様の管理体制の確認	
③管理対象物質に関する自発的な情報提供	
5 古河電工グループグリーン調達(必須事項)	5
5.1 事務・作業用品等のグリーン調達	5
①適用範囲	
②適用基準	
③引用規格	
5.2 生産資材等のグリーン調達	6
①目的	
②適用範囲	
③製品含有化学物質関連情報の提供	
④製品含有化学物質管理体制の構築・運用	
6. グリーン調達ガイドラインに関する運用	7
【付属資料】	
表1 古河電工グループ事務作業用品等のグリーン調達基準	8

1. はじめに

近年、グローバルな環境規制の強化、深刻化する地球環境問題をはじめ、社会的要求がますます多様化し、企業に求められる社会的責任の範囲も広がって参りました。

古河電工グループは、古河電工グループ環境基本方針に基づき、環境保全活動、並びにグリーン調達を推進展開しております。古河電工グループは、グリーン調達が環境保全活動の重要課題であり、それが企業の社会的責任の一つであると認識し、環境保全活動に積極的なお取引先様から、環境に配慮した製品を優先的、且つ、継続的に調達していきます。なお、2015年の国連統合目標SDGs(アジェンダ2030)が採択され、古河電工グループにおいても事業活動や製品サービスで課題解決が求められています。2020年までに化学物質リスクを最小にすること、及び、欧州の化学物質規制の世界各地への広がりや規制強化に対応するために、古河電工グループもJAMP^{※1}が運営する業界横断的な製品含有化学物質の情報伝達スキームchemSHERPA^{※2}へ移行することになりましたので、皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

※1JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会 ;Japan Article management Promotion-consortium)

※2chemSHERPA web <https://chemsherpa.net/docs/description>

2. 適用範囲

本ガイドラインは、古河電工グループの国内関係会社がお取引先様(以下パートナー様と記載します)から調達する全ての製品に適用します。

3. 用語定義

本ガイドラインに用いられる用語は、「ISO14001(JIS Q 14001)環境マネジメントシステム」及びISO9001(JIS Q 9001)品質マネジメントシステムと、JIS Z 7201:2017 製品含有化学物質管理—原則及び指針による他、以下の通りです。

- 1) 製品の環境アセスメント・・・製品の構想設計、製造、流通、使用、廃棄等のライフサイクル全体の環境負荷を低減する配慮事項について評価することを表します。
- 2) 調達品・・・古河電工グループでは、「非生産部門」が調達する事務・作業用品等と、「生産部門」が調達する生産資材等を区分・管理する。生産資材等の調達品は、当社グループの製品を構成する原材料、部品、中間製品、完成品、梱包材等の全部または一部とその付属品や補修品を表します。
- 3) 製品含有化学物質管理・・・chemSHERPA 製品含有化学物質管理ガイドライン(管理ガイド)の最新版を参照願います。

- 4) 管理対象物質……情報伝達の対象とする化学物質を表し、管理対象基準(法規制・業界基準)によって特定され、chemSHERPA 管理対象物質リストの最新版を参照願います。

4. パートナー様へのお願い

4. 1 環境マネジメントシステムの構築

古河電工グループの調達品を生産販売しているパートナー様において、ISO14001 相当の要求事項を満足する環境マネジメントシステム[※]の構築をお願いします。

※エコアクション 21、エコステーション、KES等の第 3 者機関認定登録制度による環境マネジメントシステムも同等と致します。

4. 2 環境保全活動の実施

環境汚染に関する予防原則を踏まえた環境保全活動について、環境マネジメントシステムの改善や環境パフォーマンスの向上を確実に実施して下さい。

4. 3 製品の環境アセスメントの実施

製品の環境アセスメントの実施し、以下の各項目につき対応をお願いします。

① 関連法規制の順守

- ・調達品は、構成する原材料
- ・部品及びその製造・販売の関連法規制に適合すること。

② 製品含有化学物質調査の実施

- ・管理ガイド及びツール等を活用し、管理対象物質の製品含有調査を実施すること。

③ 廃棄・処分の容易化

- ・廃棄処理においては、管理対象物質の含有、温室効果ガス排出、大気汚染、水質汚染、土壌汚染等の全ての環境影響が最小化されていること。
- ・分離・分解が容易な設計であること。
- ・プラスチック製品には材料名が表示されていること。

④ 省資源・省エネルギー

- ・設計開発による生産段階及び製品自体の小型軽量化

- ・長寿命化、希少資源の使用量削減等、省資源や省エネルギーに配慮されていること。

⑤ 再資源化

- ・再生資源/リユース部品が最大限に利用されていること。
- ・リサイクル・リユースに配慮した設計がなされていること。

⑥ 梱包材の環境配慮

- ・梱包材を構成する原材料に管理対象物質を含有していないこと、および再生材の利用、省資源・省エネルギー等の環境に配慮されていること。

⑦ 輸送時の環境配慮

- ・原材料の調達や製品の出荷に関して、温室効果ガスの削減等の環境に配慮された輸送であること。

4. 4 情報提供及びリスクコミュニケーション

①製品調査へのご協力

- ・調達品に関する製品含有化学物質調査に協力して下さい。

②パートナー様の管理体制の確認

- ・マネジメントシステムの自主点検や監査を実施して下さい。
- ・製品の環境不適合が発覚した場合は速やかに報告する。別途協議の上、立入監査等に協力して下さい。

③管理対象物質に関する自発的な情報提供

- ・取引後に知り得た調達品の成分情報及び廃棄処理に関する配慮事項と、他社の事故・違反に関する更新情報等についても自発的に提供して下さい。

5. 古河電工グループグリーン調達(必須事項)

古河電工グループでは、以下、事務・作業用品等に関するグリーン調達については5.1項を、生産資材等に関するグリーン調達については5.2項を参照願います。

5. 1 事務・作業用品等のグリーン調達

①適用範囲

古河電工グループが調達する事務・作業用品等のうち、巻末の「古河電工グループ事務作業用品等のグリーン調達基準」に掲げる品目について適用いたします。

②適用基準

「古河電工グループ事務作業用品等のグリーン調達基準」に掲げる環境ラベルが付与された製品を選定し、古河電工購買システムにカタログ登録を行い、優先的に調達します。また、カタログ登録を行う際には、環境ラベルが付与されていることを示す書類を提示していただきます。

その他、別途定める手順により、一定の基準を満足すると判断される製品について、個別にカタログ登録を実施しています。

③引用規格

国際規格のISO14020シリーズ(タイプⅠ～Ⅲ)や環境省の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」や「環境表示ガイドライン」等に準拠した所管団体が認定する環境ラベルを引用しています。

5.2 生産資材等のグリーン調達

古河電工グループでは、前節4.3項の①～③のグリーン調達要項に関連して、調達する生産資材等の製品含有化学物質情報を収集し、お客様に迅速に提供することが求められておりますので、以下の通り、ご協力をお願いいたします。

①目的

古河電工グループが調達する生産資材等の納入品に含有する管理対象物質の適正管理を徹底するために、業界団体が定める基準やツールを活用し、管理対象物質に関する製品含有化学物質情報や分析データを入手し、それらの情報を速やかにお客様へ提供することです。

②適用範囲

古河電工グループの製品に使用する全ての原材料、部品、完成品、梱包資材、並びに、古河電工グループの工場及び外注委託加工先の全ての生産工程で使用する搬送パレット類、治工具類や副資材等に適用します。

③製品含有化学物質関連情報の提供

管理対象物質の製品含有状況について、chemSHERPAのデータ作成支援ツール等を活用して、その調査結果を古河電工グループの問合せ先に提出して下さい。

④製品含有化学物質管理体制の構築・運用

製品含有化学物質管理体制を構築することで、その関連データが一過性のものではなく、一貫性と継続性を持って適正に管理されていると判断致します。

なお、管理ガイドを活用し、自主点検を実施し、改善・運用して下さい。

6. グリーン調達ガイドラインに関する運用

①本ガイドラインとは別に定める基本契約書、覚書、購入仕様書、図面等に明示されている環境要求に付きましては、該当する法規制等と照合して判断いたします。

②ご提供頂いた情報の機密保持については、十分に配慮し、厳重に取り扱い保管いたします。

③ご提供頂いた情報を元に調達品を選定・調達いたします。

④ご提供頂いた情報に関する変更・新たな情報がございましたら、その内容を速やかに、依頼元へご提供頂くようお願いいたします。

⑤なお、本ガイドライン等に関する質問等は、依頼元にご確認下さい。

発行元

古河電気工業株式会社 ものづくり改革本部

資材部 間接材統括課

安全環境推進室環境課

〒100-8322 東京都千代田区丸の内2-2-3

制定： 2009 年 4 月

改訂： 2019 年 9 月

表 1 古河電エグループ事務作業用品等のグリーン調達基準（2019年8月7日現在）

●対象環境ラベル一覧(ISO14020シリーズ(タイプⅠ～Ⅲ)準拠)

エコマーク 	グリーンマーク 	グリーン購入ネットワーク 
グリーン購入法適合商品 ※グリーン購入法については、確定したラベルなし。	省エネラベリング制度 	国際エネルギースタープログラム 

●対象製品類一覧

分野	品目名称
1.紙類	コピー用紙
	トイレットペーパー
	ティッシュペーパー
	フォーム用紙

分野	品目名称	品目名称
2.文具類	OA クリーナ	製本テープ
	OA フィルタ	タックラベル
	OHP フィルム	つづりひも
	アルバム	デスクマット
	インデックス	名札
	印箱	ノート
	絵の具	のり
	絵筆	バインダー
	鉛筆	はさみ
	鉛筆削	はんこ
	カードケース	パンチ(手動)
	額縁	ファイリング用品
	カッティングマット	ファイル
	けい紙	付箋紙
	消しゴム	ブックスタンド
	黒板拭き	ボールペン
	ゴミ箱	マーキングペン
	事務修正具	マグネット
	事務用封筒	丸刃式紙裁断機
	シャープペンシル	名刺
	シャープペンシル 替芯	メディアケース
	定規	モルトケース(紙めくり用 スポンジケース)
スタンプ台	ラベルライター用ラベル	
ステープラー	レターケース	

分野	品目名称
3.オフィス家具	いす
	傘立て
	コートハンガー
	黒板
	収納用什器
	棚
	机
	ホワイトボード
4.OA 機器	乾電池
	記録用メディア
	コピー機
	シュレッダー
	スキャナ
	ディスプレイ
	電子式卓上計算機
	トナーカートリッジ
	パソコン
	ファクシミリ
プリンタ	
5.照明	蛍光灯照明器具
	蛍光ランプ
	電球形状のランプ
6.消火器	消火器
7.作業用品	リサイクル作業用品